

イヌカ、奥ノ山自カの方か下町ぐさなからたのげぐごいいます。現在
能川の休養園の狀態を見ても右又カレハないという入留南
カの中江者みさくわり、さらに公園住宅や町営住宅から出ヤ
カカレという関係から農林町民福祉の向上から秋に設置すべきで
ありと承知するが町長はどう承ておるかお聞きしたいとおじます。
次に町内会の正副改正であります。富見会公成でその例はこの町に
だけなく他もすべしではないかという意見を議会から出された。理
事者から案を出した議案としては批判を加えず大いに基礎としてやる
ということ。現在は定めておられるが、理事側面では案は出すところあるも
のと思ひます。今後町の発展を承えろと正副改正はやれざるを例
ないであらう。七、八町内のような大きな所と一、二町内のような小さな
所や能川地区にしても不均衡があり町政運営上支障があるといふ由
いませので早期に行うべきものであられ承ります。以上五点につ

いへる箇條の上やた次第でございます。

所長(瀬古清藏)にたいしての大久保鐵道奥矢山の市價をやすめず排水
 事業はいつの今後のためをかります。非常な大きな事業でありは
 こきりした回答を下さるやんか市橋岡の地形地正の排水事業ですか
 や又く大下水路を下さるいながら排水を思ひくはないという事は市橋岡
 の通りでありまして、この解決は道路の補修を先行して各地区に
 側溝をついて順次市橋岡に引く得るとかえりかすか常は有様
 的なかえりかすか常の順す範囲内で遂行していくべきであらうとあ
 えりかすか。市橋岡の排水対策ですけれどもミナミ市橋岡からミナミ市橋岡
 ミナミ市橋岡の大下水路を抜けたわけでありかすか市橋岡としては大下水
 道に妨げられかすかあり難い箇所があるわけであらうかすか。しかしな
 らう遂次解決していくと大下水路は各地区から集水したものも排ぶす
 るという事や遂次進行していくと相当の費用をかりおれりも被害

なすべくするむと存じます。現存を承りますのは相通り町道四百
九十五号線入地三百七十五号線ありは百六十五号線、五百十五号線
并の主要道路に本格的な下水路計画に若う道路補修工事の完成い
たしきり大体即希望に臨み得ることはなかりです。これは今後都
市計画路と承え合せて進めたいと承えられ次第でございます。
牛帯地区については中學校の排水野も承え合せて本格的な排水事業を遂
行していくたい。又こういう面の事業を遂行していくにはいろいろの再考
から計画し、設計せざるを得ず、けれども概算すると三億五千万から
三億程度の予算が必要と予定しており、これは土木事業だけでなく
都市計画事業と平行して実現したいと承えられ次第でございます。
又多摩川に大排水路計画があるかとの指摘もございますがもう
今後都は大きく伸びかけ、新聞紙上にも出たりするが福生町だけ
でなく三多摩地区に人の集まる話があるから努力していくたいと思

います。又基地関係の排水はどうかという事ですが現状の町では
議会にも常に指摘されて上り下りを通り、ハウスで使用する水洗
便所の処理の見通しがついておらないというのは御承知の通りであります。
従って排水はともかく衛生上非常には大きな問題であり、大部分を級
上げ処理をしていくという現状を承え、また年頃から強く基地の指令
官にも申し出ており、国の予算でも本格的な下水路を造り、ハウス
関係の水洗便所の処理をやつてもいいという書面も出して面接いた
し強く要望をあげております。幸として防犯庁も相当承えており係官
も三多摩現地調査を行つておりますし、調査費も若干組まれたと承
っております。下水計画も一歩前進し要望通り実現をせよと大き
く期待しておられるわけであります。一つ事業の始りかという点は申しと
承えませんが、今後也十分努力して実現したいと承えられおります。以上
排水計画は町と各所の不備もありと思ひますが、今後土木、都市計画

と勸導し本格的な都市下水路の完成するやうな点に即した
たきたいと思ひます。次に町村合併の件でございますが、非常な大きな問
題で、即短期間でお答えする事はできない問題で、概略だけ
の考え方を申し上げたいと思ひます。昭和三十一年十月二十日に
公文書をもつ秋多、井村、瑞穂に合併を申し込んだ事は議会にお
いても御報告申し上げ通りでございますが、自來水意見も出した物も
あり、昨今春に行われた理事者と議員の改選からさへ、改選後
一年は新しい議員三人に十分研究してもらう、その後本格的に相談
しようという事だ、いよいよ町長も入った返事を申し出ておりますし、
當時は理事者側でも議会側と方針した款や決定していたのであり
ます。新議員三人で合併の問題を出しても結論は出ないという考えが
ある、期間はいくらか御意見をいただき、相談しようという事だござい
ます。従つて現段階といたしましても、常は町は入らうと思へる

あることは間違いないと思へる。田主日前田町長が集り、合併問
題について座談会を行いましたがいよいよ町長も同じ考えで、おられようで
ございまして、町合併により市制を実現するのみ、現在都の考え
方による市制は特別区制をいふという点で、先般より市で町村
長会の総会を開き、結果がありました。いよいよ町村長も現段階
としては、すぐには限界はきつかり、急務な町村では、おられたいという情
論になった総会であったわけであり、教育施設の問題、衛生上の
問題、水産養育の処理問題、それから人の増加に伴う教育問
題等、町村自体の抵抗力ではやういふないという事だ、市長会を代表
する八王子市長、佐々木市長も同じような意見を三十分間にわたり説
明を加へ申し上げておりました。結論としては、三十分の特別区制を重
視しない、おられないという事だでございます。そこで市町村連絡協
議会が、現在国分村町長、町村側の会長をやつており、市長

側では、王守市長が会長をやう。わらの内会長及正副会長は
なる連合協議会及び定めたわけでありす。強くその実現を期
すといふことを発展せしめり。隣接合併即市制といふことは一応承
えて進行させ、要は特別区制に何う様な事か現時局下では最
も利便的で万端ではないかと承えたりす。従つて今後の四町編入
は常に望みし現存一部事務組合による伝架橋組合、又華陽組合
等平行してやうに併り同時に隣接町村として最も親くやうに考
へなければならぬ事は申し上げるまでもございません。自分の隣接地
と合併し区制をいふといふ承えなく、西多摩郡としても奥多摩、
松原を承え合や、南多摩は八王子市の中心とし、西多摩は青梅市を
中心として特別区制実現のため調整する事をしようという事
あるまいか。非常大きな問題であり即申し上げたいと思ふ。之れ
の都合でも強くなの欲求がある。連合協議会まで設置したい事

を仰ぐ承願に、議員各位に切ないまでもこの大きな問題を十分
研究いたさるべく遺憾なきを期しつゝたいと存じます。次に
学校問題でございますが、一部教育長から報告いたさずすけれど
も秋の参事会いたしましては、熊川地区に校設けることは参事の中には
入らぬ存じます。しかし小田原が各地化の理想地は住宅団地化とい
ふ時は実行した参事方で、適当な所は設置する事と望ましいとい
ふ参事存じます。従つて今後、市立制の問題に對しても、基本は
大に置いて、漸次調査研究をして参りました計画の基に對処して
いきたい。当面の問題としては、節制住宅、南の住宅団地等を参事
会や第一分校のみでは、非常には狭隘なる存じ当然、一校設置し、
富士見台住宅は第三小学校にも入らぬかならうないと思ふ。参事
存じます。第四小学校の現況は、約四百名の児童を収容して存じ、こ
れを拡大し、順次して参りましたので、参事制を参事したいと思つて

同時に又第一中學校を福生病院の横にあらためり第五小學校も
すべに用地買収にあらためるわけでございます。第六、第八町内
周囲の児童は第五小學校に通學する事ははるど同時に中學校
を改置する予定にありまうので、學区問題については善処したい。地元
住民も困ることもわかり、さういふ点では大きな問題もあつたと思
いますので、慎重にあら研究もし、又議決側の御意見も十分拝聴い
たしまして遺憾のないよう期したいと思ひます。次に保育園設置
については前から中端地区に一所所造りたいという考えや補助金を
もらうなど、土地の実像や中止した事は御承知の通りでございますが
やがて工事は着手するところの中、中學校舎建設が完了するまで土地の
ゆとりも相おあつてくるので、裏側に理想的な保育園を設置した
とあらためております。現在龍川地区には都立保育園が一所所しかないわ
けで、最近私立保育園もあつたような事もあるにいたしたから、大の夜

の進行状態はわかりませんが、地元御意見も十分聞き、最前度には
意義あるものを造りたいと思ひますので、よろしく御助力をお願い申し
上ります。最後は町内会改正の件でございますが、これも又難しい問
題で、短期間で即どうこうという事は申し上げられないと思ひます。現
在の町内会が世帯面積等からあらためて、均衡のとれたものとはあら
ないやん。町会が一方的に形造る性質のものではない事はもちろんで
、特に町内の意向は甚うく変更しないといけないと思ひます。昭和三十
年に住民標示に関する法律が制定された四年三月までに実施を完
了するように規定はなされておるわけであり、御苦労の場合には区画
の定め方が町会に影響しにくくあらあらますので、十分斟酌は態度
で、事にあつたようにあらあらわけでございます。なお、住居標示につ
いては現在いろいろな角度から検討し、目的としては町が地番の混乱のた
め、民生生活又は日常の生活に著しい支障をきたしたところや合理的な

おるわけ、人口が七千人に上ると、第三小学校が必要という事になるわけ
けや、第五小学校づくりをまずし、通学区域を変更して、おこななければ加
美の方にしめしやしないという問題が起るわけや、私どもも考えますのに、牛嶺
地区の住民に御迷惑をかけるわけです、おかげで御意見をもつて、通学区
域を変更したいと思ふわけや、ござります。例えは、富田町の
新入児童はどの位か、二年生以上は希望による、第三小学校に
行くとか、第三小学校は教員室以外は全部普通教室とせざるを得
ない状態でございます。第三小学校は鉄筋コンクリート校舎を建て
たために普通教室四つ余りあり、四十年度から、留保の切納得
り上、通学区域の変更をせよとおなければならぬわけや、能く牛嶺地区に
つては教育委員会で行ったわけや、お住民の意見も、お返答させ
研究期間を長くして決定したという事や、ござります。お前回の懇談
に牛嶺地区の問題について御報告申し上げました、お通学区域は

もちろん、第三小学校は変更したわけや、ござります。お二年生の希望者
は、第三小学校に残るのも良いという決定をしてくれ、現在まだ確定数は
お人でもありません。お昨日には、第三小学校の見直し委員を集めて、
映画教室を用いることになったわけや、お大の機会に牛嶺地区の見
直しも、諸君も、おのり校長から話をしする事になったわけや。
おこういう事や、牛嶺地区の問題も、よく解決した事を御報告申し
上げます。

お十番、お大塚一郎、おたいも町長並に、教育長から御答弁願ったわけや、お
お、お中学校の問題は、非常に難しく、教育委員会の決定は、いたしか
たないとしても、住民の不満をなくすという事は、議会も考えなければなら
ない。通学の便利な方、富田町の方、第三小学校から第三小
学校に行く、簡単には考えられますが、おさるだけ、理事者も、お
に、住民のためには、考えなければならぬと思ひます。お、第三小学校の

防音工事と平行してやらうとした事を要望申し上げます。
一議長（高橋千春）これにて大久保議員の質問を終ります。

一議長（高橋千春）次は十九番神野藤次郎議員の一般質問を行います。

一十九番（神野藤次郎）私は福生町の令規集について御質問いたしたいと思っております。

わいわいは富田区にように保障され、地方自治に與しては第九十二条
から九十五条による保障されっております。国家の行政組織が義務
づけられており、その中に自治行政の道を教えられるものとあるわけ
で、政に課する事は地方自治の根幹を定めたもので、第九十二条の規定により地
方公共団体は一定の地域を基礎として地方自治の本旨から一定の地域
の特殊性を以て介に認められ、公共団体は条例を必要と定められ
又、権利を以て認められ、又、福生町に於いても例規は作られるわけ
で、その性質を正しく理解するためには各福生町を以て介とし、把握いたし
て、又、議會に於いても又、理事者ととも協議するものたるは常と

町長と協同の精神でやらうと思っております。この例規集によつて
今日の議會活動も義務づけられるわけであり、この問題について
町長はどのように執行に當られてゐるか、又、目下一般職員にはどのような
な主眼精神を指導されておられるか、その点、如何いたしました後、私から
御質問いたしたいと思っております。

一町長（藤次郎）ただいまの例規集の問題について、御質問でございます。
まず、わいわいは日本國民として定められた法律に基いての計画は、市橋
橋の通りであります。町としても、いろいろ教育、条例が設置されてお
り、また、条例に基いて行政をやつた事は、御承知の通りであります。
ただ、いろいろ設置されて、地方自治を即ちの通り実行しようとする、条文の
解釈による若干ある、その相違が、出る、その場合は、なにかあると承
え、すけれども、要は定められた条例に従つて行政を行う事は、言うまでも
ない事であり、

一十た番の神野藤操「当然」条文の解釈による若干違うのはわかりますが、私
が町例規集を見れば付いた点や町長としてやらなければならぬ
点があり、その中で指摘し反省を促したいと思ひます。まず稲生町
町会に用する条例について、これは先般、昭和二十八年五月十一日、自治
省の助言もあり、合理化するためという提果理由で、総務委員会
に付託され、その日に可決された切りものなごうです。これは当然各
政村に公米しなればならぬという定めがあり、その趣旨に従った
ならぬ、この点はずいぶんさなければならぬ。それかまた歴然として
残つておられる方が、二十八年四月五日、二十日には内容確認の印を押
してあり、必要ないものならば早速に削除願ひたいと思ひます。次に
稲生町議会の調査及び公聴会に出頭する者の費用併償が定め
てあり、その昭和二十八年七月二十日に改正されたものになつてあり
その内容が公聴会に出頭した人に対する費用併償が、その米に付

し二銭、日当一日四角、宿泊料が二角、食卓料が四角とされてあり
こゝでは食事もできない。他は一キロ米、日当五角、出張が千五百
円、食卓料も一夜三百五十円とされてあり、これは今日の経済に値する
金額だと思ひますので、この点も早速にはおしなしたきたいと思ひ
ます。次に稲生町の現金係置に關し、収入税は在庫現金の百円以上超
過した時は町長の裁裁を経て、毎年度町会の議決した所に預けるという
事や、手元は五百円以上置くといふ点も、早くはつていふべきであり、当然
このものはおさなければならぬと思ひます。又町会という字句も議金と
直すべきだと思ひ、この点も早速に御入りのしたきたいと思ひます。
先程町長が言われた条文の解釈の問題と思ひますが、非特約の特別職
の職員の報酬及び費用併償に關する件や、第一米は議会の議員を
除くとして報酬は別表の通りという点と、内容を御入りのすべきと監査
委員のほか教育委員会、農業委員会等についてあり、その米は、議員の

中から出ないものもあり、委員会による議員から出なければならぬという条例が定められており、議員はなお夫に選出しなければならぬと定め、しかし議員を陳くと明記されておりなから、更には報酬が出る。調へてやるしや、然るに夫ら出ると聞いたが、これは同僚いであらう、一般職の場合は地方自治法による給料もわけており、議員にわけては地方自治法第百三条にわけており、取の解款からはこれを支払うてはいけぬとし、期末手当は支払うても良いとし、費用弁償は請求の権利があり当然もつてゐるのであり、これは法の解釈の問題であり、三重報酬は人とはつきりしておりなから、支払わけて取り去るのや、もう一つ、即刻改めたいと思ふと、議員報酬に對しては、議論も強いし、条例は反した方が、止つてもうたい。最後は財務関係や、地方自治法第百三条の規定により、町理事者としては当然、大いなる支出の概況、住民の負担

の概況、公営事業の概況、財産購入及び一時借入金、その他町長の必要と認められるもの公表は五月一日、十月一日に行なうなければならぬと、つきりうたつてあるが、あります。しかし当初予算の資料を求めたため、財務課に行き、九月一日現在の財務概況を聞きに行き、ましたところ、ありませんという事でした。公報で発表していいか、これは予算の概況だけであり、私は入の内容を知りたいので、あらわに、われわれの議会にわける議決して、この予算だけや、入の内容を住民に公表しなければならぬ事を、つきりうたつており、これをやらないという事は、理事者側の怠慢であると思ふ。いつ誰か、いつか見やなければならぬし、市カ月間は何びとも、覚悟の権利をもつており、ありません、これは同じ問題だと思ふ。もし、きないといふば、今後、この点を改めたい。私は、調へたところによつて、松原村は、やうておらず、羽村町は、一年に一回、やうており、他はほとんど